

「遊び」を「学び」に 『食品ロス』を楽しく考える

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。「食品ロス」は、世界全体で増加傾向にあり、SDGsの目標12「つくる責任つかう責任」の中で、世界全体の食品廃棄量を半減させると記されているように、世界を取り巻く課題となっています。このよきな課題を解



決していくために、若い世代への啓発はとても重要です。若い世代の中でも、特に小学生を対象とした食品ロス問題に関する学習会を開催する際に活用できる教材として、当協会では「食品ロスNOカルタ」の貸し出しを行っています。

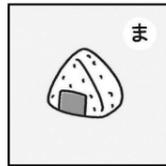
本教材は神戸市環境局が製作しており、10枚四方で50枚組です。取り札には分かりやすく、かわいらしいタッチの絵が描かれており、食品ロスの現状や食品ロスを減らすためのヒントについて、楽しく遊びながら学ぶことができる教材です。

活用事例の紹介

7月23日に、ava i i (アベイル) 井上様が、小学生を対象に実施した食品ロス講座の様子です。



か
考えよう
家族と一緒に
食品ロス



ま
まじ？
日本の食品ロス
みんなが毎日
おにぎり1個
捨ててる量やて

カルタの一例

10月は食品ロス削減という声がありました。



子どもたちがカルタを楽しんでいる様子

に、「食品ロスNOカルタ」を貸し出しました。食品ロスについて座学で学んだ後に本教材を使用したところ、座学には身が入らなかつた子どもたちも真剣に取り組み、盛り上がりつつあります。講座に参加したスタッフからは「このようなグッズは、遊びながら食品ロスについて知ることができ、食品ロスに触れる機会を作ることができるのでありがたい」という声がありました。

(地域活動支援センター)

専門研修受け、講座を企画 野外活動のリスク管理も実践

府中市公衛連は、5月24日に開催された専門研修「水辺教室の開き方コース」を受講し、8月4日に小学生を対象とした水辺教室を企画しました。

当日の進行は推進委員が主体となり、生物の採取および指標生物の確認などを行う予定でしたが、開催日早朝の雨の影響で河川上流部で水の濁りを確認し、開催3時間前に中止となりました。

水辺教室を行う際には、たとえ当日会場が晴天であっても、それ以前の降雨や河川上流部での降雨の影響により、川の濁りや水位の上昇、流速の変化が生じている場合には中止しなければなりません。数日前から会場だけでなく、河川上流部の天気も確認するようにしましょう。また、必ず事前に会場の下見を行い、平常時の水位や流速を確認すること、



令和5年度に府中市公衛連が実施した水辺教室の様子(講師は環境協)



③府中市公衛連



熱中症計を活用して危険度を把握

開催の直前に川の様子に変化がないか確認することを心がけましょう。

加えて、気温が高い日が続いているため、野外で活動する際には熱中症にも注意する必要があります。

特に子どもは熱中症になりやすく、高温時の水分補給については、9～12歳で100～250mlを20分毎の補水が目安とされています。当日の気温・湿度に合わせて、野外で活動する時間を調整し、生物の仲間分けや解説などは室内や日陰で行うなどの工夫が必要です。また、子どもは「体調の変化を正しく伝えることが難しい」、「活動の楽しさから体調の変化に気づきにくい」ということがあります。スタッフとして水辺教室に参加する際には、子どもの様子をこまめに確認するほか、事前に熱中症の症状や応急処置の方法などを学習しておきましょう。

今後も専門研修で得た知識・技能を活かした公衛協活動が展開されることを期待します。

(地域活動支援センター)



③環境調査課

建築物のアスベスト事前調査

建築物解体工事のピークに向けて

アスベスト(石綿ともいう)は、燃えにくいなどの優れた性質から、奇跡の鉱物と呼ばれる、主に建築物の火災

などから人々を守るため、1960～1990年頃を中心にアスベストを混ぜた建材を建築物に使用してきました。

ただし、2006年9月以前に建てられた建築物にはアスベスト含有建材を使用している可能性があり、建築物の解体・改修時の建材破壊などでのアスベスト飛散による工事関係者や周辺住民の健康被害を防ぐため、2021年に解体・改修前にアスベスト含有建材の使用の有無の調査(建築物の事前調査)が義務付けられました。

しかし、飛散したアスベストを吸い込むことで肺がんや中皮腫といった重篤な健康被害を引き起こすことが分かった。2006年9月にアスベスト含有建材の製造・使用が禁止されました。

全国に存在するアスベスト含有建材を使用している可能性がある建築物の解体工事が2028年頃にピークを迎えると推測されており、それに対応するための調査技術の向上に日々励んでいます。長年にわたる経験と知識から得られた技術により、今後も正確で迅速な調査に尽力してまいります。



調査の様子

た。しかし、その調査などが十分に実施されていない事例が散見されたことから、令和5年10月より施行された改正では建築物の事前調査は、国が認めた建築物石綿含有建材調査等が行わなければならないことが義務付けられました。

当協会では、建築物石綿含有建材調査者が8人在籍しており、調査を請け負っています。

環境調査課 高橋慶行